

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社浅川組
住所：和歌山県和歌山市小松原通三丁目 6 9 番地
2. 入札参加資格停止期間：令和 6 年 8 月 8 日から令和 6 年 1 0 月 7 日まで（2 ヶ月）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域 1
4. 事実概要：
本件は、和歌山県が発注した長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、和歌山県の検査を受け工事を完了したものの、覆工コンクリートが本来必要な厚さを有していないことが後日、発覚した。その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚したことにより、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局から監督処分（営業停止 4 0 日間）を受けたもの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、近畿地方整備局から監督処分を受けたことは「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成 1 7 年 1 月 3 0 日付要領第 9 6 号）別表第 1 第 3 号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第 1

措置要件	地域及び期間
（過失による粗雑工事等） 3 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	<u>発生地域について、当該認定をした日から 1 月以上 3 月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地 域 区 分

地域	都 道 府 県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県（※1）、奈良県、和歌山県及び岡山県（※2）
2	兵庫県（※3）、鳥取県、島根県、岡山県（※4）、広島県及び山口県（※5）
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県（※6）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課